

記載例

狩猟者登録申請	※整理番号	
¥1,800 (非課税)	※登録番号	
	※備考	
C2025170900005601		

× 2

複数登録する場合には、
金額間違いを防ぐため
× (狩猟者登録を行う免許の種類)
と記載

証明写真は
2 枚提出
うち 1 枚は
申請書に貼
付

狩 猟 者 登 録 申 請 書

富山県知事 新田 八朗 殿

令和 7 年 1 0 月 1 日

郵便番号 〒930-8501

住 所 富山市新総曲輪 1 番 7 号

氏 名 富山 太郎

電話番号 076-431-4111

(平日日中の連絡先)

平日の日中に連絡が取れる
番号を記載

登録を行うものにチェックを入れる
(R7より複数チェックも可能)
第 1 種銃猟の登録を行う場合には、
登録する銃に○をつける

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 56 条の規定により

種類、使用しようとする猟具の種類、狩猟免許を与えた都道府県知事名並び

☐ 第 1 種銃猟免許に係る登録	都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号	号	狩猟免許の交付年月日	
☒ わな猟免許に係る登録	都道府県知事名	富山県知事	狩猟免許の番号	72001号	狩猟免許の交付年月日	令和7年9月15日
☒ 第 1 種銃猟免許に係る登録	1 ライフル銃 2 散弾銃 3 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県知事名	富山県知事	狩猟免許の番号	72002号	令和7年9月15日
☐ 第 2 種銃猟免許に係る登録	所持する免許の種類	☐ 第 1 種銃猟免許	都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号	
(2) 狩猟をする場所	「県の区域全部」に○					
(1) 県の区域全部	2 放鳥獣猟区の区域					
(3) 生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日					
(4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 56 条第 1 項第 1 号の別表第 1 号に該当する者であるか否かの別						
☐ 第 7 号 (許可捕獲等をした者) に該当	☐ 第 8 号 (許可捕獲等に従事した者) に該当					
☐ 第 9 号 (認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者) に該当	☒ いずれにも該当しない					
(5) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 (対象鳥獣捕獲員である場合には、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記載すること。)						
☒ 対象鳥獣捕獲員である	対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名 (富山市)					
☐ 対象鳥獣捕獲員でない						
(6) 免許の効力の停止の有無 (ない場合には「無」と記載すること。)	ある場合には、その					
免許の効力の停止の有無	無					

該当するものにチェックを入れる
・第 7 号の該当者は、許可証の写しを添付
・第 8 号の該当者は、従事者証の写し及び捕獲等結果報告書を添付
・やむを得ない理由により、許可証または従事者証が添付できない場合には、市町村が発行した証明書を添付
・第 9 号の該当者は、認定証の写し、証明書、認定鳥獣捕獲等事業が実施されたことを証する書類及び従事者証の写しを添付

該当するものにチェックを入れる
・対象鳥獣捕獲員である場合には、市町村が発行した証明書を添付

(7) 猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日（第1種猟銃免許又は第2種猟銃免許の場合）

第1種猟銃免許	1 ライフル銃 2 散弾銃 3 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	猟銃・空気銃所持許可証番号	5 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 号
		交付年月日	令和7年8月16日
第2種猟銃免許		猟銃・空気銃所持許可証番号	号
		交付年月日	日

・ 猟銃・空気銃所持許可証番号は5から始まる11桁の数

・ 交付年月日と原交付年月日との間違いに注意（所持許可証の2ページ目で確認）

(8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項

共済事業	法人名	対象損害	給付額	被共済者期間
	一般社団法人 大日本猟友会	対人	4, 0 0 0 万円	令和7年11月1日～ 令和8年11月15日
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険者
資力信用	記入不要			新規会員で猟期に入ってから申請した方はその日から

(9) 職業

1 専門的・技術的職業従事者 2 管理的職業従事者 3 事務従事者 4 販売従事者 5 農林業作業者
6 漁業作業者 7 採鉱・採石作業者 8 運輸・通信従事者 9 技能工・生産工程作業者 10 単純労働者
11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業 14 無職

備考

- 1 次に掲げる資料を添付すること。
- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第67条の要件に該当することを証する書面

(2) 環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則（平成20年環境省令第1号）第2条第2項に規定する対象鳥獣捕獲員であることを証する書面（対象鳥獣捕獲員である場合に限り。）

(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第9条第7項に規定する許可証の写し又はこれに準ずる書面及び当該許可捕獲等に係る法第9条第13項の報告を記載した書類又はこれに準ずる書類（省令第65条第1項第7号に該当する者に限り。）

(4) 法第9条第8項（法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する従事者証の写し又はこれに準ずる書面並びに従事者として従事した鳥獣の捕獲等の結果として捕獲等に従事した場所、その捕獲等をされた鳥獣の種類別の員数及び処置の概要を記載した書類又はこれに準ずる書類（省令第65条第1項第8号に該当する者に限り。）

(5) 捕獲従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が受けている認定証（省令第19条の9第1項に規定するもの）の写し、認定鳥獣捕獲等事業者が、申請者がその捕獲従事者であることを証する書面、申請1年以内に本県において認定鳥獣捕獲等事業者による認定鳥獣捕獲等事業として鳥獣の捕獲等がされたことを証する書類並びに当該鳥獣の捕獲等に係る従事者証の写し及びこれに準ずる書面（省令第65条第1項第9号に該当する者に限り。）

(6) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚
- 2 備考の1の(6)の写真を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提出する場合にあっては、写真の縦横比は5：4程度とすること。
- 3 第1種猟銃免許を受けた者が空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）のみを使用する場合は、第2種猟銃免許に係る登録を申請すること。
- 4 文字は、楷書で明瞭に記載すること。
- 5 該当する□の中にレ印を付すこと。
- 6 該当する番号を○で囲むこと。
- 7 (9)職業欄は、職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲むこと。
- 8 ※印欄は、記載しないこと。

【富山県収入証紙はりつけ欄】※こちらにレシートを貼付ください。

手数料は1, 8 0 0 円×（狩猟者登録を行う免許の種類）

富山県収入証紙またはレシートを貼付

収入印紙間違い、金額間違いに注意

複数申請手数料等を一括して納付する場合には、内訳一覧表及び内訳集計表も提出